

運動広場等管理業務仕様書

1 目 的

本仕様書は、岸和田市立運動広場（青少年広場を除く）及びテニスコート（以下「運動広場等」という。）の「指定管理者」を募集するにあたり、「指定管理者」が行う管理運営業務の内容及び履行方法を定めることを目的とする。

2 運動広場等の概要

◇ 運動広場（5箇所）

- ・主要施設 管理事務所

◇ テニスコート（4箇所）

- ・主要施設 テニスコート

※各施設の名称、所在地、面積等については別紙「施設概要書（中央公園等及び体育館・運動広場等）」参照

3 業務内容等

（1）運動広場等の利用に関する業務

岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する以下条例、以下規則に基づき、次の業務を行う。

① 施設の利用調整及び予約状況の管理

市及び岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する事業（市民スポーツ大会等）を実施する時は原則、優先で使用（利用料は免除）する。

② 施設の使用許可

※ ただし、目的外使用許可は、教育委員会が行う。

③ 施設の使用制限及び使用許可の取り消し

④ 利用料金の収受、減免及び還付の手続き

⑤ 使用方法の管理・監督

⑥ その他、教育委員会が必要と認める業務

（2）運動広場等の利用促進及び市民スポーツの普及・振興に関する業務

① 運動広場等の案内・受付等

② 企画事業の実施

次のとおり指定する事業について、市民のニーズ等を考慮した企画立案を行い、教育委員会と協議のうえ実施し、企画内容についてはより良い事業実施のため随時更新すること。なお募集しても実施に至らないときは、当該年度終了時に講師料と利用料金を精算し市に返納すること。ただし、天候、災害、その他の指定管理者の責めに期さない事情で実施できないときを除く。

内容	回数
運動広場（4箇所）	5回×1コマ×1h/年間（4箇所）

※ 教育委員会の都合により事業内容について変更した場合は、指定管理者と協議のうえ指定管理料を見直す可能性がある。

② 自主事業の企画・実施

教育委員会の承諾を得ることとする。

（3）運動広場等の施設及び設備の維持管理に関する業務

① 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設等を適切に維持管理すること。

イ 日常及び定期的な施設の点検と補修・修繕、清掃などの保守管理を適切に行うこと。

- ウ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。
- エ その他、来館者等の安全確保には万全を期すこと。

② 業務の内容

ア 体育器具の維持管理

- ・ 体育器具の機能性や安全性に配慮した維持管理

イ 施設の清掃

- ・ 管理事務所及び運動広場内の日常清掃
- ・ 衛生器具（便器、手洗い器、床、壁、鏡等）の日常清掃

ウ 空調・衛生設備等の保守管理

- ・ 専門業者による点検・調整
- ・ 故障時の対処

エ 電気設備の保守管理

- ・ 専門業者による点検調整

オ その他

上記に記載のない管理範囲内の施設や設備等についても、教育委員会の指示等に基づき適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

③ 報告

年間の業務（作業）実施報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

また、次の資料等を常備すること。

- ・ 保守点検、安全衛生点検の記録
- ・ 業務（作業）日誌
- ・ 修繕等の記録
- ・ 各種業務（作業）記録写真
- ・ その他、教育委員会が指示する資料等

（４）植物等の管理に関する業務

① 留意事項

ア 植栽地等の管理にあたっては、来館者の安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈り込み、草刈り、花壇管理など、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。

イ 除草剤は、原則として使用しない。（使用する場合には、事前に教育委員会と協議すること。）

ウ 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行うこと。

エ 発生した枝葉は所定の場所に集積し、処分又はリサイクルすること。

（５）その他、教育委員会が必要と求める業務

運動広場等における市及び教育委員会が実施する事業・業務への協力他

（６）閉鎖期間

令和８年９月から令和９年３月末（予定）までは牛ノロ公園運動広場のリニューアル工事のため閉鎖します。ただし、同公園内のテニスコートは通常通り運営可能。なお、工事の進捗状況により閉鎖期間を変更する場合は別途協議とする。

4 物品等の扱い

（１）物品等の使用

管理業務の実施に必要な教育委員会の所有物品・備品等（以下「物品等」という。）については、指定管理者に無償で貸与する。

（２）物品等の管理

次のとおり、善良な管理者の注意をもって管理すること。

① 物品等の把握

物品等の数量、使用場所、使用状況等の把握

② 物品取扱責任者の設置

物品等の管理を適正に行うための物品取扱責任者の設置

③ 留意事項

ア 供用備品の一覧表に基づき、事前に物品等を照合したうえ、状態（損傷状況等）を確認し、教育委員会に報告すること。

イ 過失等により物品等を亡失又は損傷したときは、直ちに教育委員会に報告し、指示を受けること。（緊急を要する場合は、早急に購入又は修繕等を自己の責任において行う。）

ウ 物品等が本来の用途に供することができなくなった場合は、教育委員会に報告し、その指示があるまで適正に保管すること。又、教育委員会と協議・調整のうえ、自己の費用と責任において購入・調達できるものとする。

エ 指定管理終了の際は、教育委員会及び後任の指定管理者に物品等を適正に引き継ぐものとする。

（３）その他

使用する物品等については、次のことを行わないこと。ただし、事前に教育委員会の承認を得た場合はその限りではない。

① 他の用途に使用することや加工、改良を加えること。

② 第三者に貸与又は譲渡すること。

5 その他、留意事項

（１）書類等の作成及び保存

① 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、教育委員会から報告や実地調査を求められた場合には、迅速、誠実に対応すること。

② ①の帳簿類や維持管理業務（作業状況等）の記録書類について、教育委員会から請求のあった際は、速やかに提示すること。（指定期間終了時は教育委員会へ引き継ぐこと。）

（２）教育委員会からの要請への協力

① 教育委員会から管理運営状況等に関する調査または業務の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

② その他、市及び教育委員会が実施または要請する事業（例：主催行事・イベント、防災訓練、緊急安全点検、監査・検査、スポーツ振興に関する会議等）に対して、積極的に参加・支援・協力又は実施すること。

（３）特定団体への管理委託

運動広場等は地域のスポーツ施設として、地域との信頼関係を構築するため、当該地元町会に管理業務を委託するものとする。

（４）教育委員会と指定管理者で協議又は調整を要する事項

① 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合

② 教育委員会の都合により指定期間中に管理運営内容を変更する場合

③ 教育委員会が運動広場等の一部を占用する場合

④ 教育委員会が指定管理状況についてモニタリングを実施する場合

⑤ その他、本仕様書等に記載のない事項や業務内容、経費等の解釈等で疑義が生じた場合

6 運動広場等の使用時間及び休館日

使用時間等

使用時間等は、条例第3条の2により定めるとおりとする。

なお、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て使用時間又は休場日等を変更し、若しくは別に定めることができるものとする。

7 運動広場等の利用料金

「利用料金」は、以下の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例別表（第8条）に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が設定できる。ただし、事前に教育委員会の承認を得ることとする。

1 運動広場等名称等

名称	位置	開場時間	休場日	運動広場等 使用料	夜間照明設 備使用料
岸和田市立 牛ノ口公園 運動広場	岸和田市 上野町東 1番1号	5月から8月まで 午 前7時から午後9時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後9時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 国民の祝日に 関する法律(昭和23 年法律第178号)第 2条に規定する敬 老の日(以下「敬老 の日」という。)の 前日及び前々日	1時間 1,000円	全部点灯し た場合 30分ごとに 2,000円 2分の1点 灯した場合 30分ごとに 1,500円 4分の1点 灯した場合 30分ごとに 1,000円
岸和田市立 久米田公園 運動広場	岸和田市 岡山町26 番地の2	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 国民の祝日に 関する法律第2条 に規定する体育の 日(以下「体育の日 」という。)の前日及 び前々日	1時間700 円	
岸和田市立 葛城運動広 場	岸和田市 畑町四丁 目2番1 号	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 体育の日の前 日及び前々日	1時間 1,000円	
岸和田市立 春木運動広 場	岸和田市 八幡町6 番11号	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 敬老の日の前	1時間 1,000円	

		午前8時から午後5時まで	日及び前々日		
岸和田市立八木運動広場	岸和田市大町四丁目10番1号	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 体育の日の前日及び前々日	1時間 1,000円	
岸和田市立牛ノ口公園テニスコート	岸和田市沼町26番23号	5月から8月まで 午前7時から午後9時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後9時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間700円	コート1面につき 30分ごとに 500円
岸和田市立野田公園テニスコート	岸和田市野田町二丁目20番18号	5月から8月までの月曜日から土曜日まで (祝日等を除く。)	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間 700円	
		日曜日、祝日等及び9月から翌年4月までの月曜日から土曜日まで			
岸和田市立春木台場テニスコート	岸和田市春木泉町20番48号	5月から8月までの月曜日から土曜日まで (祝日等を除く。)	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間 500円	
		日曜日、祝日等及び9月から翌年4月までの月曜日から土曜日まで			
岸和田市立葛城テニス	岸和田市畑町四丁	5月から8月まで 午前8時から午後6時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで	コート1面につき	

コート	目475番地	で9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	の日 (2) 体育の日の前日及び前々日	1時間 700円
-----	--------	-----------------------------	------------------------	-------------

備考 運動広場を使用する場合で、アマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用し、かつ、入場料又は有料会員券等を徴するときは、この表に規定する額の5倍の額を徴収する。